

新型コロナウイルス 感染急拡大中！

広報長岡京
新型コロナ
ウイルス対策
臨時号

緊急事態宣言

が 京都府全域に 発出されました

今 月 13 日に京都府全域に、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。期間はまずは 2 月 7 日までとなります。

国の基本的対処方針や京都府の緊急事態措置では、外出自粛・接触機会の低減が強く求められています。

これらを受け、本市では公共施設の一部利用制限や、飲食店への営業時間短縮の要請など、さまざまな対策を講じて参ります。

感染拡大の勢いはいよいよ増してきており、予断を許さない状況です。このままの状態が続けば、宣言期間の延長も考えられます。

まさに今が正念場です。私たち一人一人の感染防止への強い意識と、徹底した行動が求められています。今一度、皆さまのご協力をお願いします。

令和 3 年 1 月 15 日
長岡京市長 中小路健吾



午後 8 時以降はもちろん、日中も

不要不急の外出は控えて

予断を許さない 市内の感染状況 12 月以降 急拡大中

この秋以降、市内感染拡大のスピードに歯止めがきかない状況が続いています。今ここで食い止めなければ、医療体制にも重大な支障が生じ、通常の医療も提供することが難しくなります。

そうならないために、「ここで食い止める」という決意のもと、日中も含めて感染リスクを高める「不要不急の外出」は控えてください。

これまで同様に、手洗い・マスク・密の回避などの基本となる感染防止対策を継続し、自身や家族の身を感染から守りましょう。

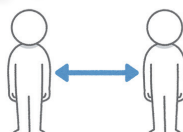
基本の対策を
しっかり続けて！



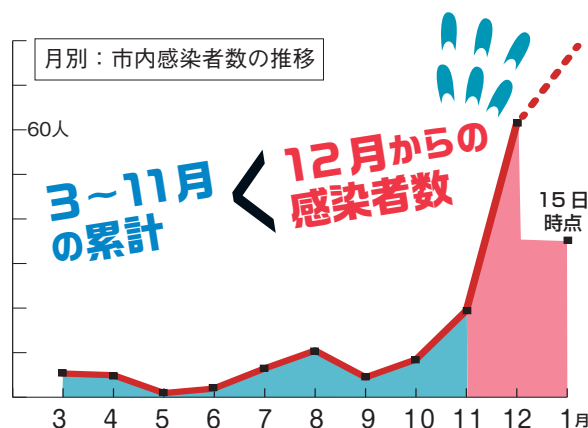
手洗い



マスク



密を避ける



特に気を付けて欲しい 「5つの高リスク場面」

大勢での会食やマスクをはずしての会話など、「感染リスクが高まる 5 つの場面」を取り上げ、対策を解説しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。こちらから見られます▶



期間中の営業は午後 8 時まで 感染拡大を避けるために

飲食店の営業時間 短縮のお願い

感染リスクが特に高い「深夜の飲食の機会」を減らすため、飲食店や遊興施設に対して、営業時間の短縮を要請します。

▶営業できる時間＝午前 5 時～午後 8 時（酒類の提供は午前 11 時～午後 7 時）▶要請対象施設＝〔飲食店〕飲食店・喫茶店など（宅配やテイクアウトサービスは除く）〔遊興施設〕バーやカラオケボックスで、飲食店営業許可等を受けている店舗

*要請期間中は、随時、巡回して調査します

協力店には 1 店舗あたり

1 日 6 万円の協力金を支給

国・府・市が連携し、時短要請期間中に継続して協力する店には「協力金」を支給します。申請方法など、詳しくは右記の府ホームページをご覧ください。



問 府協力金コールセンター ☎ 365-7780

事業者向け：コロナ対策

特設相談窓口を開設しています

無料

コロナ禍で、事業者の経営を取り巻く状況も大きく変化しています。中小企業診断士が、各支援策の活用や IT 導入・新規事業の立ち上げなど無料で相談に応じます。ぜひご利用ください。

▶日時・場所＝毎週月・水・金 午前 9 時～午後 5 時、産業文化会館 ▶申込＝電話かファクスで下記へ

問 長岡京市商工会 ☎ 951-8029 FAX 958-2473

事業者向けの融資・補助など
支援策をまとめました

事業者が利用できる融資や補助・助成金の情報をまとめ、市ホームページに掲載しています。下記 QR コードからご覧ください。

問 商工観光課 商工振興係

☎ 955-9688 FAX 951-5410



地元飲食店を応援！“美味しい”はコロナに負けない



#長岡京エール飯



2 度目の緊急事態宣言。これまで楽しい時間をくれた、“いつものあの店”たちが苦境に立たされています。「お店で食べた」「テイクアウトした」商品を、SNS に投稿してみんなで応援しよう。合言葉は「# 長岡京エール飯」。飲食店以外のお店は「# 長岡京エール店」でオススメしてね♪

こんなときは ↑ で検索♪

「今日のごはん、何にしよう…」
「なんかおいしいもの食べたい」



市内参加店舗の一覧はコチラ▶

長岡京市公式

LINE アカウント

コロナや災害などの緊急情報をスグに

市内感染の状況や、施設の休館・ワクチン接種に関するお知らせなど、最新の重要なお知らせを、すぐにお届けします。

市公式 LINE アカウントのお友達登録をお願いします。



お友だち登録はコチラから

接触を避けるために 来庁はお控えください

市役所に行かずに多くの手続き・相談ができます

市役所へ行かなくても、多くの手続きや相談が、郵送や電話などでできます。来庁による人の往来・接触を最小限にするため、可能な限り郵送での手続きや、電話での相談にご協力ください。

郵送などで行える手続きの一覧については、右記QRコードから市ホームページをご覧ください。

* 政府の要請により、市役所も分散勤務を実施しているため、窓口を縮小しています。ご理解のほどよろしくお願いします

* やむを得ず来庁する場合は、マスクを着用してください

郵送などで行える手続き一覧はコチラ▶



◆ 証明書・税・保険料などに関すること

内容	担当部署	電話番号	ファクス番号
転出届・住民票等の発行・郵送について	市民課	955-9683	951-5410
市税の納税や分納・徴収猶予等について	税務課	955-9509	951-5410
国民健康保険の手続きや分納等について	国民健康保険課	955-9706	951-1929
介護保険手続きや分納等について	高齢介護課	955-2059	951-5410
後期高齢者医療保険の手続きや分納等について	医療年金課	955-3139	951-5410
福祉医療について		955-9519	
水道の使用・中止・名義変更や料金分納等について	上下水道部お客様窓口	955-9540	
市営住宅の手続きや使用料の分納等について	住宅営繕課	955-9523	951-5410

◆ 健康相談・福祉施策などに関すること

内容	担当部署	電話番号	ファクス番号
健康相談について	健康医療推進室	955-9705	955-2054
子育て支援について	子育て支援課	955-9518	952-0001
高齢者福祉について	高齢介護課	955-9713	951-5410
障がい者福祉について	障がい福祉課	955-9710	952-0001
生活困窮者への支援について	福祉なんでも相談室	955-3177	951-7739

◆ 小学校・中学校などに関すること

内容	担当部署	電話番号	ファクス番号
小学校・中学校について	学校教育課	955-9533	951-8400
放課後児童クラブについて	文化・スポーツ振興室	955-9546	955-9526
学校開放について		955-9735	955-9526

◆ 事業者向け融資制度などに関すること

内容	担当部署	電話番号	ファクス番号
中小企業向けの融資や支援策について（京都府）	中小企業緊急経営支援コールセンター	0120-555-182	
事業者向け補助制度や融資制度などについて	商工観光課	955-9688	951-5410

◆ DV 相談・家庭児童相談に関すること

内容	担当部署	電話番号	ファクス番号
DV 相談に関すること	男女共同参画センター	874-7867	
家庭児童相談に関すること	家庭児童相談室	953-7710	

利用者が重症化するリスクを避けるために

4つの高齢者福祉施設を休館します

新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクの高い高齢者の安全を最優先し、下記の施設は2月7日(日)までの間、休館します。再開については、あらためてホームページでお知らせします。

施設名	閉館時間など
老人福祉センター竹寿苑	全面休館
老人憩の家	全面休館
地域福祉センターきりしま苑	一般利用を制限し、 通所介護は継続
あったかふれあいセンター	全面休館

運動不足
解消に

全国の「ご当地体操」
いろいろ 集めました

新型コロナウイルス感染症に気を付けながら、心身の健康を維持していくことも必要です。そのためには適度な運動が効果的。室内でもできる、全国の面白い「ご当地体操」を集めたホームページを厚生労働省が公開しています。動画に合わせ体を動かしましょう。



2月7日(日)まで 感染対策を徹底するために

市内公共施設の利用時間を短縮します

各公共施設の利用方法や、利用にあたってのガイドラインについては、各施設のホームページをご覧ください。

施設名		閉館時間など
中央公民館		午後 6 時閉館
産業文化会館		貸館は午後 5 時まで 還付等手続きは 8 時まで
長岡京こらさ（多世代交流ふれあいセンター）		午後 6 時閉館
スポーツセンター		午後 6 時閉館
西山公園体育館		午後 6 時閉館
バン ビ オ 内	市民交流フロア	午後 6 時閉館
	生涯学習団体交流室	午後 6 時閉館
	中央生涯学習センター	午後 6 時閉館
	オープンラウンジ「カフェエポカ」	午前 9 時～午後 4 時の 時間短縮営業
	市民活動サポートセンター	ミーティングスペースなど は午後 5 時 30 分まで 事務室は 6 時まで

期間を延長 施設予約の キャンセル料は全額還付

感染拡大を理由に、対象期間中に公共施設の利用の取りやめを事前に申し出た場合、キャンセル料は全額還付します。宣言発出を受け期間を延長しました。

▶対象期間＝令和2年12月18日～令和3年2月7日の予約分

▶申請期間＝2月7日(日)まで

*2月8日以降の予約分については、今後の感染状況などを総合的に判断し1月20日ごろ決定し、あらためてお知らせします

*還付手続きの詳細は、各施設にお問い合わせください

学校・保育所などは通常どおり 学校開放は2月7日(日)まで中止

市内の公立小・中学校、保育施設、放課後児童クラブは、緊急事態宣言の発出中も、原則として通常どおりです。

ただし、各施設で新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、休校などを行う場合があります。

コロナかな？と 思ったらまずは電話を

かかりつけ医がある人は、かかりつけ医へまずは電話を。かかりつけ医がない人は、「**きょうと新型コロナ医療相談センター**（☎414-5487）」へ。24時間365日対応します。